令和７年度一関市農商工連携開発事業費補助金のご案内

市内産の農林水産物を使用した６次産業化や農商工連携の取り組みを応援します！

市内の農林漁業者等が、市内の商工業者と連携して、新たに一関産の農林水産物を活用した加工品を開発する場合、その開発に要する経費及び開発した商品の販路開拓に要する経費、または加工施設や機械設備の整備に要する経費を補助します。

募集開始　令和７年４月１４日（月）
申請期間　事前相談後
第１期：令和７年５月30日（水）まで
第２期：令和７年７月31日（木）まで
第３期：令和７年９月30日（火）まで
※予算に達した場合は終了

対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
加工品開発	一関市産の農林水産物を活用した加工品の開発及び販路開拓等に要する経費であって次に掲げるもの （1）　原材料費、機械装置等のレンタル、リース経費、外注加工費、試作開発費、検査分析費その他試作品開発に要する経費 （2）　調査研究費その他市場評価の実施に要する経費(旅費、調査委託費等を含む) （3）　広報宣伝費、展示会等出展費その他販路開拓に要する経費 （4）　共通経費等（直接人件費を除く。）	２分の１	50万円
加工施設・機械整備	一関市産の農林水産物を活用した加工品の開発に必要な加工施設及び機械等の整備に要する経費	３分の１	100万円

○補助対象者・・・
☑　市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営むもの又は市内事業者により組織される団体又は市内に居住する個人
☑　市内に居住若しくは事業所を有する農林漁業を営む者
※　事業の実施主体の事業者等は、市税の滞納のない方となります。

○採択要件・・・
☑製造する加工品が原材料または加工品を特徴づける原材料が一関産の農林水産物であること
☑原材料とする一関市産の農林水産物が契約栽培等により安定した原材料の供給ができること
☑その他地域産業の活性化を図る事業として市長が認めるもの
※　補助対象者のうち、申請が初めての認定新規就農者や認定農業者を優先いたします。

○評価項目・・・
１　新規性　２　独自性　３　発展性　４　実現性　５　社会貢献性

※事業完了は令和８年２月28日まで、事業実施報告は令和８年３月10日までの期限となります

≪お問い合わせ≫　一関市農林部　生産流通課　地産地消・外商係
〒029-8501　一関市竹山町7-2　電話21-8317　FAX21-4221